

令和元年度（2019年度）病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金の概要

1 目的

急性期から回復期、在宅に至るまで、切れ目のないサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進することを目的とする。

2 補助対象者

- (1) 施設整備事業
医療機関の開設者とする。ただし、区分①及び②に掲げる施設整備については病院の開設者とする。
- (2) 設備整備事業
医療機関の開設者とする。ただし、区分①及び②に掲げる設備整備については病院の開設者とする。
- (3) 理学療法士等確保事業
病院の開設者とする。
- (4) 理学療法士等研修事業
病院の開設者とする。

3 補助対象事業

(1) 施設整備事業

区分	補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
①急性期病床から回復期病床への転換などを行う施設整備	急性期病床から回復期病床（地域包括ケア病床含む）等への病床転換のための施設整備	病床転換前の整備区域から転換する病床数に次に掲げる基準額を乗じた額 (1床当たり) 5,187,500円	病床転換及び病床整理に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）	1/2以内
②医療施設等への転換など、病床の適正化のための施設整備	病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等、病床の適正化のための施設整備	病床転換前の整備区域から転換する病床数に次に掲げる基準額を乗じた額 (1床当たり) 5,022,500円	医療施設等の整備に必要な施設の増改築・改修に要する工事費又は工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）	1/2以内
③病院機能の再編・ネットワーク化を行う施設整備	再編・ネットワーク化に伴い病院の病床機能や役割を明確にし、病院間で連携を図るための施設整備	病床転換前の整備区域から転換する病床数に次に掲げる基準額を乗じた額 (1床当たり) 5,187,500円 上記において、病床の適正化のために整備前の整備区域から病床を整理する場合は、整理する病床数に次に掲げる基準額を乗じた額 (1床当たり) 5,022,500円 なお、基準額については、原則、病院単位とするが、知事が認める場合は、再編・ネットワーク化に伴い整備前の整備区域から転換する、または整理する病床数に上記基準額を乗じた額を上限として、再編・ネットワーク化を行う補助事業者間で分けることも可とする。	再編・ネットワーク化に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）	1/2以内

(2) 設備整備事業

区分	補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
①急性期病床から回復期病床への転換などを行う設備整備	急性期病床から回復期病床（地域包括ケア病床含む）等への病床転換のための設備整備	1カ所当たり 10,800千円	病床転換に伴い必要となる医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（在宅医療提	1/2以内

			<p>供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)</p> <p>なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院となっていること。</p>	
② 医療施設等への転換など、病床の適正化のための設備整備	病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等、病床の適正化のための設備整備	1カ所当たり 10,800千円	<p>医療施設等の整備に必要な、医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院（診療所）において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）</p> <p>なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院（診療所）とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院（診療所）や在宅療養後方支援病院となっていること。</p>	1/2以内
③ 病院機能の再編・ネットワーク化を行う施設整備	再編・ネットワーク化に伴い病院の病床機能や役割を明確にし、病院間で連携を図るための設備整備	1カ所当たり 10,800千円	<p>再編・ネットワーク化に必要な医療機器等及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院（診療所）において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）</p> <p>なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院（診療所）とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院（診療所）や在宅療養後方支援病院となっていること。</p> <p>なお、基準額については、原則、病院単位とするが、知事が認める場合は、上記を上限として再編・ネットワーク化を行う補助事業者間で分けることも可とする。</p>	1/2以内

(3) 理学療法士等確保事業

補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
急性期から回復期病床(地域包括ケア病床含む)などへの病床転換を行う病院において、新たに理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を雇用し、機能転換した病棟に従事させる病院	1名当たり月額350千円×延月数(12月上限とする。)	理学療法士等の雇用に必要な次に掲げる経費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金)	1/2以内

(4) 理学療法士等研修事業

補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
回復期機能充実のため、病院に所属する理学療法士等を所属外の病院において技術研修を受講させるほか、指導的理学療法士等の派遣を受ける病院	次により算定した額の合計額 ア 技術研修を受講する理学療法士等理学療法士等1名当たり受講料10千円 イ 指導的理学療法士等の派遣指導的理学療法士等1名1日当たり40千円 ※ア、イは、1月における日数について、20日を上限とし、12月を上限とする。	理学療法士等の研修に必要な次に掲げる経費 (報酬、共済費、賃金、報償費(研修施設謝金)、旅費、需用費(資料代))	1/2以内

4 留意事項

施設・設備整備事業	事業期間	複数年度に跨がる事業計画の場合は、事前に相談すること。
	契 約	建設工事の請負契約については、各法人等の定款や経理規定に基づくと共に、競争入札に付するなど知事が行う契約手続きに準拠すること。
	施設整備・設備整備に係る地域医療構想調整会議への協議	施設整備・設備整備は、地域医療構想調整会議において当該施設整備・設備整備の実施について合意されたものが対象となるので、事業を行う事業者は、構想区域ごとの地域医療構想調整会議に対して、事業計画について報告を行い、地域で共有を図ること。 ※報告方法は、地域医療構想調整会議事務局(道立保健所)に確認すること。
	病院機能の再編・ネットワーク化のための施設・設備整備	ア 地域医療構想では、地域で不足している回復期病床の確保に向け、急性期から回復期の転換が求められていることから、再編・ネットワーク化する医療機関の回復期の総病床数は、ネットワーク化前と比較し増加し、かつ、急性期病床の総数は、ネットワーク化前と比較して減少していること。 イ 病院機能の再編・ネットワーク化を行う事業者は、構想区域ごとの地域医療構想調整会議に対して、事業計画について報告を行い、地域で共有を図ること。 ※報告方法は、地域医療構想調整会議事務局(道立保健所)に確認すること。
理学療法士等確保事業	補助対象期間	理学療法士等を配置してから最長12ヶ月とする。
理学療法士等研修事業(技術研修の受講)	受講者	病院に所属する臨床経験5年未満の理学療法士等とし、地域的な理由により業務に関する研修等に参加が困難な者とする。ただし、技術研修を行う病院と同一法人内における病院の理学療法士等は対象外とする。
	技術研修を行う病院	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等が配置されており、理学療法士等を概ね30名以上所属している病院
	研修内容など	受講者の病院は、上記「技術研修を行う病院」の要件を満たす病院のうち、受講者を受け入れ技術研修を行う病院を選定し、両病院において協議のうえ次のとおり研修を実施する。 ア 地域における回復期リハビリテーション機能を充実させるため、理学療法士等が技術向上を図る研修プログラムを実施すること。 イ 技術研修期間は、概ね1ヶ月(4週間)とし、1日2時間を基本とすること。 ウ 技術研修を行う担当者は、受講する理学療法士等と同じ資格を有し、10年以上の臨床経験を有すること。 エ 受講者1名に対して、1名以上の技術研修を行う担当者を設けること。 オ 技術研修を行う病院の受講者の受入れは、1病院最大5名までとする。 カ 技術研修を行う病院及び受講者は、研修日、研修時間、診療時間、診療した患者数、単位数を記載した研修記録を整備すること。
理学療法士等研修事業(指導的理学療法士等の派遣の受入)	指導的理学療法士等の派遣	ア 派遣を受け入れる病院については、理学療法士等が所属している病院とすること。 イ 指導的理学療法士等は次のすべての要件を満たす者とする。ただし、派遣を受ける病院と同一法人内における病院の理学療法士等は認めない。 ①理学療法士等の資格を有するもの。 ②回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等が配置されている病院に所属している者。 ③10年以上の臨床経験を有する者。 ウ 派遣を受ける病院は、上記イの要件を満たす者が所属する病院と協議のうえ派遣を受け、次のとおり実施すること。 ①指導的理学療法士等は、派遣先病院の回復期リハビリテーション機能を充実させるため活動すること。 ②派遣を受ける期間は、概ね1か月から12か月までの期間とする。 ③指導的理学療法士等の派遣は、1病院1名までとする。 ④派遣を受けた病院は、指導的理学療法士等が活動した記録を整備すること。